

## 介護保険給付に関する説明会 Q&A

9月27日に開催された説明会に関する質問に対し、お答えいたします。

質問が寄せられたら、質問を公開し、回答ができたなら、回答を公開します。(同じ意味の質問は省略したり、まとめて掲載する場合があります。)

一度公開したものを変更する場合も、変更分として公開いたします。

質問はFAXにて受付けております。

FAX:0957-61-9104

### 給付についての説明会についての質問

	質問	回答	回答UP日
1	居宅の届けについて、認定の有効期間が切れて、新たにサービスを受ける場合は再度居宅の申請が必要とのことですが、新たに介護サービスの利用で申請したときには介護保険証の居宅介護支援事業所の名称の欄にも事業所名は載らないということでしょうか。	介護保険証の居宅介護支援事業所の名称の欄に記載自体はそのまま残ります。	
2	福祉用具購入について、依然と同じものを購入する場合に、三者協議での検討のポイントがありますが、それは理由書にも記載する必要がありますか。	検討内容も一緒に記載してください。	
3	福祉用具の例外給付について、提出書類の医学的所見が記載された書類は、様式5、主治医意見書、診療情報提供書、聴取した内容が記載された書類、様式6、その他の照会文書等のいずれか一つでいいのでしょうか。また、様式5は、必ず主治医から記入してもらうということでしょうか。	説明会でもお話ししたように、いずれか1つで構いません。様式5は主治医の署名、印鑑も必要な様式となっておりますので、必ず主治医に記載してもらうようにしてください。	

4	<p>負担割合証について、世帯の収入状況の変化で、年次更新だけでなく途中で変更になる場合もあるとの事で、毎月確認をとるのですが、世帯収入の変化があったときは自動的に負担割合証も送られてくると考えていいのでしょうか。</p>	<p>世帯収入等の変更があつて負担割合が変更になるときは、認定期間は変更になった日の翌月1日からとなります。毎月初めに処理をし、該当者には文書と一緒に負担割合証を送付しています。</p>	
5	<p>暫定サービスについて、更新申請時、毎回同じ主治医の方が意見書提出が遅れ、暫定プランでのサービスが必要となるが、要介護か要支援かのどちらかが判定されるかわからない状態の方が、デイサービスとデイケアを利用していたが、暫定の期間はどちらかしか利用できず利用者も困惑しどちらかのサービスは停止しなければならない。主治医に期限を守ってもらえないか。</p>	<p>認定係より、提出期限が過ぎている病院は定期的にチェックし、催促の電話連絡をしています。より提出が遅い主治医には、個別に提出のお願いに伺うなどの対応をとるようにしています。</p>	